

案の 8

2 国際第 1 0 2 8 号

関税割当公表第 7 1 号の 2

令和 3 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0 4 0 1. 1 0 号に規定する「その他の乳製品」であって、以下の各号に該当する物品

第 0 4 0 1. 1 0 号	第 0 4 0 1. 2 0 号	第 0 4 0 1. 4 0 号
第 0 4 0 1. 5 0 号	第 0 4 0 3. 1 0 号	第 0 4 0 3. 9 0 号
第 0 4 0 4. 9 0 号	第 1 8 0 6. 2 0 号	第 1 8 0 6. 9 0 号
第 1 9 0 1. 1 0 号	第 1 9 0 1. 2 0 号	第 1 9 0 1. 9 0 号
第 2 1 0 1. 1 2 号	第 2 1 0 1. 2 0 号	第 2 1 0 6. 1 0 号
第 2 1 0 6. 9 0 号		

2 割当数量<注> 1 3 3, 9 4 0 トン

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 3 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和 3 年 3 月 11 日付け 2 国際第 942 号関税割当公表第 71 号）による。

＜注＞本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に 1 5 . 1 2 を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に 6 . 5 9 を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無脂乳固形分	6 . 5 9